

神山町 ライフジャケット貸出要領

1. 目的

本町では、町内外から多くの人を訪れる鮎喰川をはじめとした水辺において、子どもたちが安全に川遊びなどの自然体験活動を行えるよう支援するため、ライフジャケットの貸出を実施します。

この要領は、ライフジャケットの貸出に関する基本的な事項を定め、安全意識の向上と事故防止を目的とします。

2. 貸出機関および運営体制

貸出機関：神山町 総務危機管理課 管財係

運営協力：一般社団法人神山つなぐ公社（鮎喰川コモン）

3. 貸出対象

以下のいずれかに該当する団体で、子どもの川遊び等の安全確保を目的とする団体を対象とします。

- ・町内の保育所、小学校、中学校の幼児、児童、生徒を引率・監督する学校および保護者、地域活動団体
- ・その他町が認めた団体

4. 貸出物品

サイズ	適応身長	数量	備考
L(子ども用)	125~155cm	12	黄

※ライフジャケットの劣化、破損により数量が変動する場合があります。

5. 貸出期間

毎年6月1日から9月30日まで

貸出期間は、原則として 1週間以内 とします。

延長を希望する場合は、貸出期間満了の前日までに運営団体にご相談ください。

6. 貸出方法

1. 申請方法

[申込みフォーム](#)にて、貸出希望日の7日前までに、鮎喰川コモン（運営団体）へ申し込みしてください。予約状況等を確認し、貸出の可否をご連絡します。

2. 貸出・返却場所・時間

- ・鮎喰川コモン（所在地：神山町神領字大埜地374）
- ・平日9時～17時の間に貸出・返却を行ってください。

7. 使用上の留意事項(利用者必読)

1. ライフジャケットの着用方法を確認し、正しく装着してください。
2. 利用中は、必ず成人の引率者が付き添い、危険行為がないよう監督してください。
3. 川の増水や気象警報・注意報の発令時は、使用を中止してください。
4. 使用後は、以下の作業を行ってから返却してください:
 - ・ライフジャケットを水洗いし、汚れを落とすこと
 - ・十分に乾燥させること
 - ・数と状態の確認(破損・欠品がある場合は報告)
5. ライフジャケットの転貸(第三者への又貸し)は禁止です。
6. 破損・紛失した場合は、速やかに報告のうえ、修繕費等を負担いただくことがあります。

8. 貸出不可となる場合

- 正しく使用されないおそれがある場合
- 幼児・児童・生徒のみで使用する場合(成人の同伴が必要)
- 政治・宗教・営利活動に利用される場合
- その他、貸出機関が不相当と判断した場合

9. 費用・免責事項

- 貸出料は無料です。
- 使用中の事故やトラブルに関して、貸出機関および運営団体は一切の責任を負いません。

10. 問い合わせ先

鮎喰川コモン(平日9:00~17:00)

電話:088-603-8700

メール:akuigawa.common@gmail.com

10. 施行日

本要領は、令和7(2025)年7月15日より施行します。